

新型コロナウイルス感染症による

担当 湯沢町役場 観光商工課
☎ 025 - 784 - 4850

緊急経営支援のご案内

湯沢町では、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障をきたしている、又は支障をきたすおそれのある中小企業者を支援するため、令和2年2月28日より取扱開始された新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）の融資対象拡大による特別融資「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」について、融資を受けた中小企業者に対して信用保証料の補給を行います。

■（新潟県）新型コロナウイルス感染症対策特別融資の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、損害が生じている又は今後の資金繰り等に支障をきたすおそれがある中小企業者等を支援する。

■ 制度概要

（1）融資対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、損害が生じている又は今後の資金繰り等に支障をきたすおそれがある中小企業者等

（2）資金用途

運転資金

（3）融資限度額

3,000万円

（4）利率（年率）

3年以内 1.15%

3年超5年以内 1.35%

5年超7年以内 1.55%

（5）融資期間

7年以内（据置2年以内）

（6）信用保証

新潟県信用保証協会の保証付き

（7）取扱期間

令和2年2月28日☎～令和3年3月31日☎まで

■湯沢町が補給する信用保証料の割合

補給対象制度融資名：新型コロナウイルス感染症対策特別融資

（新潟県セーフティネット資金（経営支援枠））

借入額500万円以下 100%

借入額500万円超1,000万円以下..... 50%

借入額1,000万円超..... 補給なし

※町への申請は
不要です。

問・申し込み先 （新潟県）新型コロナウイルス感染症対策特別融資の取扱金融機関

町内等の

取扱金融機関

第四銀行湯沢支店.....☎ 025 - 785 - 5511

新潟県信用組合湯沢支店.....☎ 025 - 784 - 3417

北越銀行六日町支店.....☎ 025 - 772 - 3122

みなみ魚沼農業協同組合湯沢支店.....☎ 025 - 785 - 5311